

区分	その他
----	-----

案 件 概 要

共 通	
件名	東京 2025 世界陸上競技選手権大会終了後におけるウェイトトレーニング機器配送等業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	特別契約（特命随意契約）
内 容	
【目的】 大会において使用されるウェイトトレーニング機器を、大会終了後、譲渡先施設へ適切に移送及び移設する。 【主な業務内容】 ○配送計画の検討 ○備品の配送等 ○保険の付保 【契約期間】 契約確定の日の翌日から令和 7 年10月31日まで	
契約方法が競争入札以外の場合の理由	
○配送対象となるウェイトトレーニング機器はすべて、メーカー保証の規定上、第三者による解体・再設置を行った場合には、保証が無効となる旨が明記されている。当該機器は、大会後も公共施設等でレガシーとして継続して使用されることを予定しており、保証対象外となった場合には、当該機器の適切な保全や維持管理の点から支障を来す恐れがあるため、調達先であるメーカーを被特命事業者とする。	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	競技運営室競技運営部競技運営課 FA : Competition

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京 2025 世界陸上競技選手権大会終了後におけるウェイトトレーニング機器配送等業務委託
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営におけるウェイトトレーニング機器配送等に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	